

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成 2 6 年 9 月 3 日

新庄市監査委員 高 山 孝 治

新庄市監査委員 山 口 吉 静

記

1. 監査対象 神室荘の平成 2 5 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

2. 監査期間 平成 2 6 年 5 月 1 5 日～6 月 4 日

監 査 の 結 果 (指 摘、要 望 事 項)	措 置 の 内 容
来年度の民間への経営移管に当たり、備品台帳について 8 0 万円以上の備品の個票を作成し正確な備品管理を図るとともに、引継ぐべき帳簿類の適確な整備に努めること。	神室荘経営移管準備の一環として、8 0 万円以上の備品の個票の作成および引継ぎ書類としての帳簿類の整備を進めている。現在も厨房改修工事を行っており、それに伴い厨房機器が総入れ替えとなるが、適確な備品管理が行われるよう努める。